

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

農業大学校条例の一部を改正する条例

第1条 農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～3 [略] 4 第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波又は平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学検定料又は入学金を免除することができる。	附 則 1～3 [略] 4 第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、 <u>平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号</u> により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学検定料又は入学金を免除することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 農業大学校条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(授業料の納付方法) 第7条 [略] 2 [略]	(授業料の納付方法) 第7条 [略] 2 [略] 3 <u>前項の規定にかかわらず、知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による認定（以下「授業料等減免対象者の認定」という。）の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、第1項に規定する額の納付を猶予するものとする。</u> 4 <u>前項の申請をした者、授業料等減免対象者の認定を受けた後授業料の減免の額に変更（当該額が減額された場合に限る。）があった者又は授業料等減免対象者の認定の効力が停止された者に係る授業料の納付期間その他</u>

(入学料の納付方法)

第11条 [略]

(授業料の免除)

第12条 知事は、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認めるとき、その他規則で定める特別の理由があるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料等の不還付)

第13条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、学年の途中で卒業をする場合における既納の授業料及び前条の規定に基づき免除された授業料については、この限りでない。

附 則

1～3 [略]

4 第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学検定料又は入学料を免除することができる。

の授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。

(入学料の納付方法)

第11条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、知事は、授業料等減免対象者の認定の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、入学料の納付を猶予するものとする。

3 前項の申請をした者に係る入学料の納付期間その他の入学料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。

(授業料の免除)

第12条 知事は、災害その他の規則で定める特別の理由があるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料等の不還付)

第13条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、学年の途中で卒業をする場合における既納の授業料、前条の規定に基づき免除された授業料及び法第8条第1項の規定により減免された授業料については、この限りでない。

附 則

1～3 [略]

4 第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学検定料又は入学料(授業料等減免対象者の認定を受けた者にあつては、入学料の額と法第8条第1項の規定による入学料の減免の額との差額に相当する額の入学料)を免除することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の農業大学校条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年10月12日以後に納付された入学検定料について適用する。

(経過措置)

- 3 令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者が納付した入学検定料で、改正後の条例附則第4項の規定に基づき免除されたものに係る農業大学校条例第13条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「及び前条」とあるのは「並びに前条又は附則第4項」と、「授業料に」とあるのは「授業料及び入学検定料に」とする。
- 4 第2条の規定の施行の日の前日において現に在学する者で大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定による授業料の減免の額が第2条の規定による改正前の農業大学校条例第12条の規定による授業料の免除の額より少なくなるものに対しては、第2条の規定による改正後の農業大学校条例第12条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までの間に限り、当該授業料の減免の額と当該授業料の免除の額との差額に相当する額の授業料を免除することができる。